

第1章 計画の策定にあたって

1. 「地域福祉」

「地域福祉」とは、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域、みんなが生活をともに楽しむ地域を、市民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力でつくりあげていく福祉です。

福祉課題は、特定の人々だけに生じる特別な問題ではなく、誰にも起こりうることです。現在、少子高齢化の進行や、地域におけるつながりが希薄になっていることなどを背景に、福祉課題は「複雑化、多様化、深刻化」しています。

2. 「地域福祉基本計画」、「地域福祉活動計画」

このような中、上記の地域のしくみづくりをどのように進めていくのかをより明確にするため、ここに「地域福祉基本・活動計画」を策定しました。

これまでは、「地域福祉基本計画」「地域福祉活動計画」を個別の計画として策定していました。今次計画からは、和泉市と社会福祉法人和泉市社会福祉協議会(以下、市社協)とが協働して地域福祉を推進していくため、両「計画」を一体化して策定することとしました。

また、「地域福祉基本計画」と「地域福祉活動計画」の関係性を次のように整理しました。本市が策定する「地域福祉基本計画」に当たる部分は、地域福祉に関する自助・共助・公助の「方針」(マスタープラン)と、「公助」および「自助・共助をささえる公助」の「行動計画」(アクションプラン)とを兼ねるものとししました。市社協が策定する「地域福祉活動計画」は、同「基本計画」に基づく「自助」「共助」を実現するための「行動計画」(アクションプラン)と位置付けました。

3. 時代背景

かつて、地域における相互扶助や家族同士の助けあいが子育てや介護の主な担い手という時代もありましたが、今ではこうした支援は、公的制度により、担われるのが当たり前のようになっています。公的なサービスが拡充される中で、地域社会の役割も大きく変化したと言えます。

一方、人口減少や少子高齢化、人生100年時代の到来や単独世帯の増加に加え、SNS等によるコミュニケーション手段の多様化など、私たちの暮らしを取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

このような状況の中、一人暮らしの高齢者や認知症のある人など、支援を必要とする人が増加しているとともに、ヤングケアラーやひきこもりといった課題に対する支援の不足など新たな課題が浮き彫りになっています。

さらに、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会・経済活動に大きな影響を及ぼし、雇用情勢の悪化による生活困窮、生活不安、自殺の増加等も懸念されています。

一方で、核家族化や地域におけるつながりの希薄化、地域活動の担い手不足等により、支援を必要とする人や家庭を支えることが難しくなっています。

また、助けてと言えなかったり、SOSがだれにも届かず、支援を必要とする人が地域において孤立、潜在化している状況もあります。

これらの状況を踏まえ、国においては「地域共生社会」の実現に向けてさまざまな検討が進められています。「地域共生社会」とは、制度、分野ごとの「縦割り」や「ささえる側」「ささえられる側」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が地域活動に参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことであり、その実現には地域福祉の推進が必要不可欠となります。

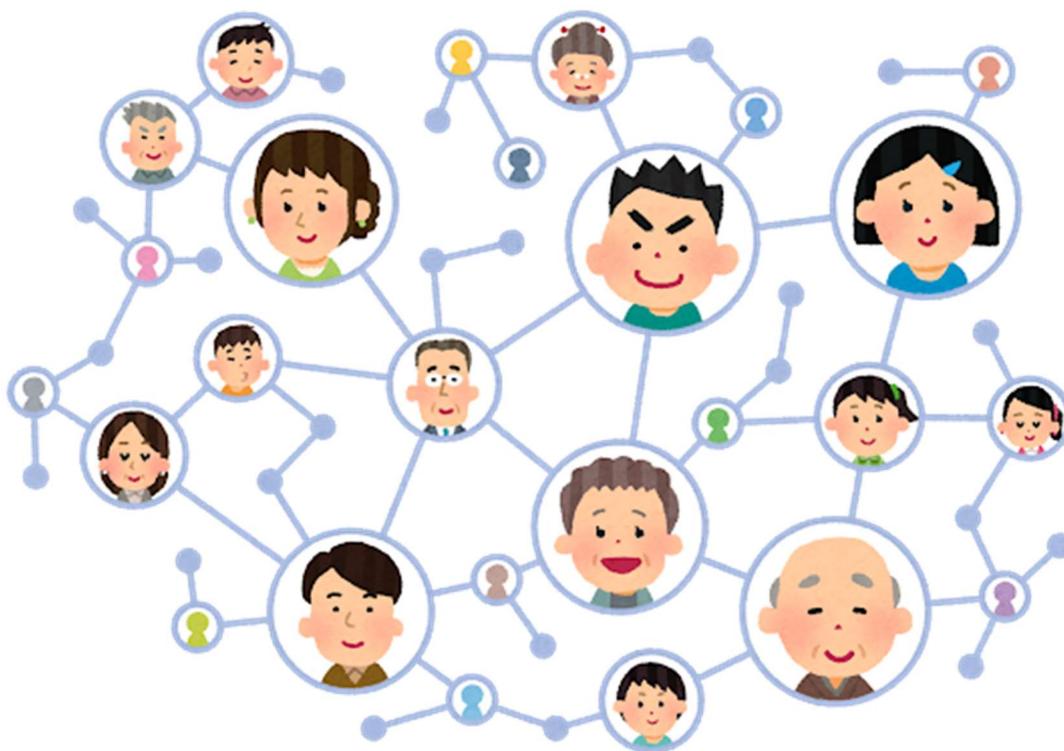
4. 和泉市の状況

日本の多くの地方都市と同じように本市においても人口減少が始まっています。また、少子高齢化の波も緩やかではありますが着実にやってきています。アンケート調査の結果では、近所づきあいが「あいさつ程度」あるいは「ほとんどしていない」という人が約半数を占め、町会・自治会の加入率も減少傾向であり、地域における人と人との『つながり』が弱まってきています。

その結果、町会・自治会、民生委員・児童委員や校区社会福祉協議会ボランティアといった地域活動の担い手が不足し、担い手の負担が増しているといった課題があります。

また、外からは見えにくい「孤独・孤立」「経済的困窮」「8050問題」「介護離職」「ひきこもり」といった課題についても、アンケート調査では、少ないながらも身近な地域にある課題だと回答している人が本市でもいます。

さらには、育児をしながら親の介護をしていたり、ヤングケアラー等といった複雑化・複合化し複数の公的制度にわたる課題を抱えているケースや従来の公的サービスでは対応できないような課題の解決には、公的支援（公助）と市民どうしのささえあい（共助）が連動した切れ目のない支援体制の構築が求められます。「ささえる側」「ささえられる側」に分かれるのではなく、地域のつながりを大切にし、おたがいに助けあいながら、市民一人ひとりができることを持ち寄り、誰もが役割を持つことで輝くことができる『地域共生社会』の実現に向け地域福祉を推進する必要があります。



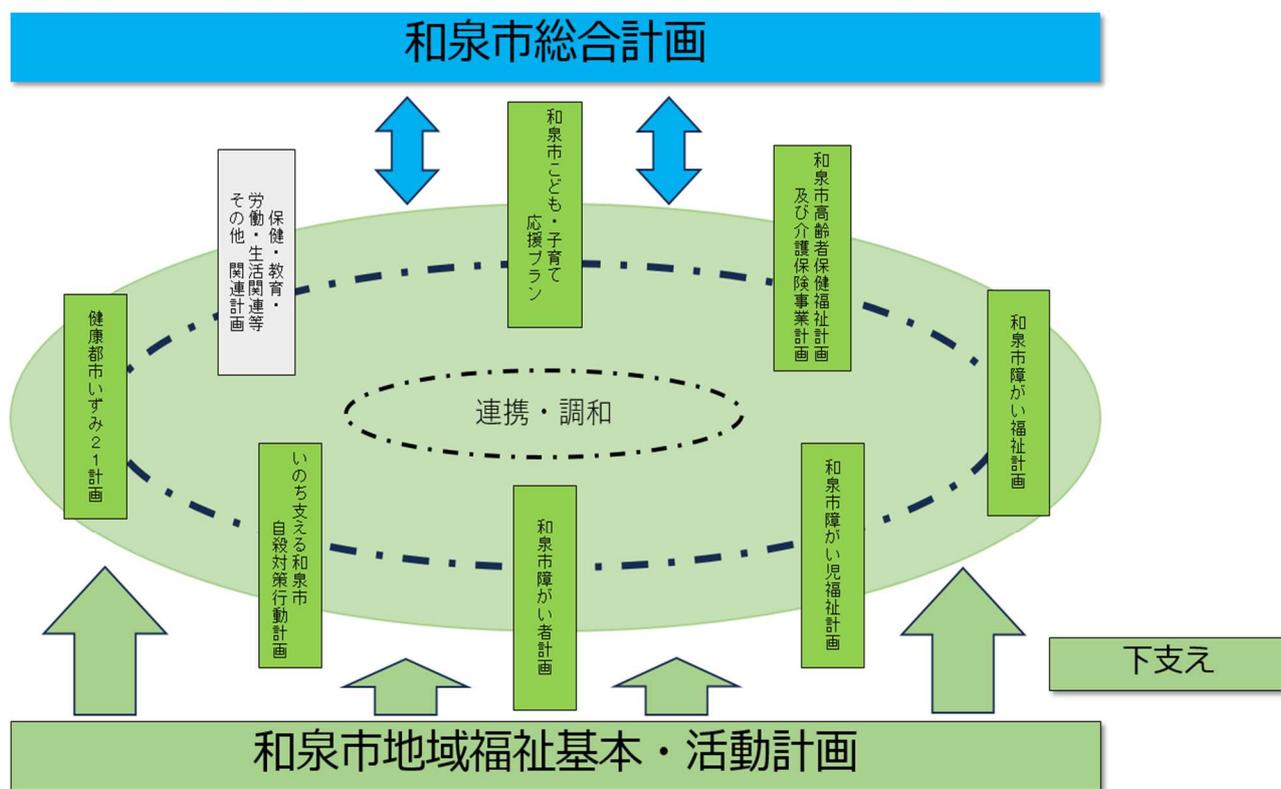
5. 計画の位置づけと期間

(1) 位置づけ

本計画は社会福祉法第 107 条に基づく計画で、市町村が地域福祉を推進する上での方向性や基本的な考えを示すものです。

また、「和泉市総合計画」をささえる個別計画として策定し、保健、福祉、教育、労働、生活等関連する計画とも連携・調和を図ります。

【計画の位置づけと関連する計画との関係図】



(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とします。なお、時代や環境の変化を見極め、進捗管理を行いながら、より充実させていくため、毎年度見直しをはかります。

名称	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 8年 度	令和 9年 度	令和 10年 度
和泉市総合計画					➔		
和泉市地域福祉基本・活動計画	第4次計画 R1～		第5次計画				
和泉市こども・子育て応援プラン (仮称) 和泉市こども計画 R7年度～				➔			
和泉市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画			➔				
和泉市障がい福祉計画 和泉市障がい児福祉計画			➔				
和泉市障がい者計画						➔	
いのち支える和泉市 自殺対策行動計画			➔				
健康都市いずみ21計画				➔			

6. 「地域福祉基本・活動計画」策定方針

(1) 基本的な考え方

- ①「横串」(関係機関どうしの連携)、「縦串」(市民と市・関係機関との連携)の方針を明確にしました(「見える化」しました)。
- ②計画全体の「目的」と「成果目標(アウトカム)」を明確にしました。また、地域福祉に関連する取組みの絞り込みを行った上で、取組みそれぞれの「目的」と「業績目標(アウトプット)」「成果目標(アウトカム)」とを明確にしました。
- ③それぞれの課題に対して、「自助」「共助」「公助」の連携、役割分担を記載しました。また、「自助」「共助」を「公助」で、「自助」「共助」を「共助」でどうささえていくのかを示しました。
- ④「地域福祉基本計画」と「地域福祉活動計画」との関係性を整理し直しました。
- ⑤「ささえる側」「ささえられる側」の二元論を超えて、誰もが役割を持ち輝くことができるまちづくりのビジョンを掲げました。
- ⑥この「策定方針」を前提に、アンケート調査を実施し、外部委託事業者を選定しました。
- ⑦この「策定方針」は、外部有識者等による「福祉アドバイザリー事業」で協議しました。

(2) 今次「計画」から見直したポイント

- ①「地域福祉基本計画」ならびに「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。
- ②「自助」(市民一人ひとり)、「共助」(市社協、民間事業所、NPO)、「公助」(市行政)の連携、役割分担を明確にしました。特に、「公助の再構築」「自助・共助をささえる公助」「共助をささえる共助(市社協、民間事業所、NPO)」の役割を強調しました。
- ③「地域福祉改革」を実現するため、まずは、機運の醸成、意識改革、体制整備、議論の場づくりに力点を置きました。
- ④時代や環境の変化を見極め、進捗管理を行いながら、この「計画」を毎年度見直すこととしました。

7. 計画の策定体制

計画策定の過程において、学識経験者、各種団体、保健・医療・福祉分野の関係者、公募市民など幅広い関係者を委員とする「和泉市地域福祉推進協議会」および「和泉市福祉でまちづくり委員会」で、審議を行いました。

また、市民の主体的参加が欠かせないものであるため、本市の地域福祉に対する住民の現状評価とニーズを把握し、「計画」に反映するため、市および市社協が、アンケート調査を実施しました。さらに、福祉関係団体を対象にヒアリングを実施し、活動をしていく上での問題・課題やニーズの把握に努めました。

加えて、本市事業のひとつである福祉アドバイザリー事業『いずみ・ふくし塾【基本の木】』において「計画」策定方針について議論することで、計画の実効性が確保されるよう努めました。また、関係各部署に対しヒアリングを実施し、各担当の現状と課題、計画に盛り込むべき事項や意見の把握に努めました。

なお、「計画」原案は市役所情報公開コーナー等の窓口に設置し、市ホームページにも公開、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。また、この結果を上記「協議会」「委員会」に報告しました。

